

第4編 複合災害対策

【施策の体系】

第4編 複合災害対策		
予防・事前対策	応急対策	復旧対策
1 複合災害に関する防災知識の普及	1 情報の収集・伝達	
2 複合災害の対応困難性の分析と被害想定	2 交通規制	
3 防災拠点の整備等	3 道路の修復	
4 非常時情報通信の整備	4 避難所の再配置	
5 避難対策		
6 災害医療体制の整備		
7 災害時の要配慮者対策		
8 緊急輸送体制の整備		

第4編 複合災害対策

第1 基本方針

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故が複合的に発生しました。このように、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化、広域化や長期化が懸念されます。

このため、市は、地震及び風水害による複合災害を想定し、県、防災関係機関とともに、応急対策に関して必要な体制を確立し、市民の生命・身体・財産を災害から保護し、複合災害による被害を軽減させます。

複合災害は、単一の災害よりも災害対応における制約が大きくなることから、それを前提とした対策を講じていきます。複合災害に対応するに当たっての基本的な方針を次に示します。

(1) 人命救助が第一

人命の救助を第一に、市と自衛隊、警察、消防などの防災機関が緊密に連携し、被災者の救援・救助活動、消火活動等の災害応急活動に全力を尽くします。

(2) 二次被害の防止

災害応急対策を実施し、市内被災者の安全を確保し、被害を最小限に抑えます。

(3) ライフラインの復旧

被災者の生活復旧のため、各指定公共機関が行う電気、ガス、水道、通信等のライフラインや鉄道等の交通機関の早期復旧を図ります。

1 対策の方向性

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握し、市内の災害対応資源で対応可能かどうかを判断します。もし災害対応資源が不足するようであれば、県に対して支援を要請し、県の応援を速やかに確保することが重要です。

そのためには、日頃から、考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定、市内災害対応力の的確な把握、受援計画の策定及び検証、県や他の自治体との応援・受援体制の確立を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要です。

第2 予防・事前対策

【実施項目】

1 複合災害に関する防災知識の普及	5 避難対策
2 複合災害の対応困難性の分析と被害想定	6 災害医療体制の整備
3 防災拠点の整備等	7 災害時の要配慮者対策
4 非常時情報通信の整備	8 緊急輸送体制の整備

1 複合災害に関する防災知識の普及

自然災害は単独で発生するばかりではなく、発生の確率は低いものの次のような災害が複合的に発災する可能性があること、またその災害の組合せや発生の順序は多種多様であることを庁内や防災関係機関間で共有するとともに、市民等に対して周知します。

- ・地震災害
- ・風水害（風害、水害、土砂災害、雪害）
- ・大規模事故災害（大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道事故、道路災害、放射性物質事故） など

2 複合災害の対応困難性の分析と被害想定

単独災害と比較し、複合災害の対応が困難である理由は、大きく次の3つのパターンに分けられます。

なお、いずれのパターンにしても、近隣都県が同時被災する可能性を含んでおり、近隣都県からの迅速な支援が得られない可能性があります。

（1）パターン1

先発の災害により、災害対応資源が著しく低下しているところに、後発の災害が起き、後発の災害の被害を拡大化します。

パターン1	
先発災害	巨大地震の発生 → 堤防亀裂、水門・樋管損傷
後発災害	巨大台風が直撃
影響	河川管理施設の機能低下を起因とした氾濫の発生

① 市における被害想定

関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：南）が発生し、全壊・半壊合わせて9,073棟の建物被害が発生する中で、台風等の大雨により、都幾川、市野川などが氾濫し、床上浸水や床下浸水の被害が発生することが想定されます。

(2) パターン2

先発の災害により被害を受けた地域が、未だ復旧・復興活動中に、後発の災害に再び襲われ、元からの災害対応を大規模にやり直さなくてはならない状況になります。

パターン2	
先発災害	巨大地震の発生
後発災害	復旧・復興活動中（1年以内）に巨大台風直撃
影響	先発災害の復旧・復興に大規模なダメージ。後発災害への対応の遅れ

(3) パターン3

市内を含む県内の別の地域で同時に複数の災害が発生し、災害対応資源を分散しなくてはならない状況になり、結果、対応力が低下・不足します。

パターン3	
地震A	県内A地区で巨大地震発生
地震B	県内B地区で巨大地震がさらに発生
影響	県内対応資源が不足し、対応が困難になる

① 市における被害想定

関東平野北西緑断層帯地震（破壊開始点：南）が発生した場合、市は甚大な被害を受けるため、相互支援協定を締結している県内市町村による応援が必要な状態になると想定されます。

その後、東京湾北部地震がさらに発生し、関東平野北西緑断層帯地震（破壊開始点：南）による被害が少なかった県内市町村も大きく被害を受けるため、市への支援が困難となり、十分な災害対策が実施できなくなる事態が想定されます。

3 防災拠点の整備等

複合災害発生時に防災拠点が使用不能となることがないように施設の配置を検討し、整備を進めます。

また、市及び防災関係機関は複合災害の想定結果に基づき、庁舎等が使用できなくなった場合の代替の活動場所をあらかじめ検討し、災害対応や業務継続性の確保を図ります。

4 非常時情報通信の整備

行政や防災関係機関（警察、消防、救急医療機関、ライフライン事業所等）間で、被災状況の把握、応急対応に関する意思決定の支援、救援・救助活動の状況の把握等に必要な情報を、リアルタイムに共有するシステムを検討します。

5 避難対策

「第2編 共通対策 第1章 第9節 避難対策」を準用します。

なお、市は、避難所の選定に当たって、複合災害の想定結果に基づき、洪水浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する施設を選定します。また、地震等に伴う道路等の損壊や浸水、土石流、交通障害などで一部の避難所が使用できない可能性があります。そのため、あらかじめ代替となる複数の避難所や避難経路を想定しておきます。

6 災害医療体制の整備

「第2編 共通対策 第1章 第7節 医療救護等対策」を準用します。

なお、市は、複合災害の想定結果に基づき、医療活動を行うことができる医療機関を把握します。また、複合災害によりライフラインが断絶した場合を想定し、自家発電装置の設置及び設置場所の検討、食料・飲料水等の備蓄等を行うものとします。

7 災害時の要配慮者対策

「第2編 共通対策 第1章 第10節 災害時の要配慮者対策」を準用します。

なお、市は、複合災害の想定結果に基づき、洪水浸水想定区域外に位置し、耐震性を有する福祉避難所を選定します。

8 緊急輸送体制の整備

「第2編 共通対策 第1章 第11節 物資供給・輸送対策」を準用します。

なお、市は県や防災関係機関と連携し、複合災害の想定結果に基づき、代替輸送路及び輸送手段の検討を行います。

第3 応急対策

【実施項目】

1 情報の収集・伝達	3 道路の修復
2 交通規制	4 避難所の再配置

1 情報の収集・伝達

「第2編 共通対策 第1章 第6節 情報収集・伝達体制の整備」を準用します。

なお、市は、複合災害が発生した場合、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図り、被害状況を的確に把握します。

2 交通規制

豪雨により河川の水位が上昇し、水防活動が行われている段階において、大規模な地震などが発生し、浸水や崖崩れ、火災、建物倒壊などの複合災害が生じることがあります。この場合、道路閉塞等による交通障害が予想されるため、市は、県、警察署、防災関係機関と調整し、速やかに交通規制を実施します。

3 道路の修復

豪雨によって地盤が緩んでいる状況で、地震に見舞われた場合、崖崩れ、出水等が発生し、道路が寸断されることが予想されます。

このため、市は県とともに、緊急輸送道路等の重要な路線を優先し、建設業者等による道路の応急補修を実施します。

4 避難所の再配置

単独の災害時には安全な避難所も、複合災害によって危険性が高まることが予想されます。市は、各避難所周辺の状況を継続的に確認し、危険が生じる兆候があった場合は、速やかに避難者を他の安全な避難所へ移動させる処置を講じつつ、避難所の再配置を行うものとします。